

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
<p>むらの高等支援学校</p>	<p>通勤手当について、病気休暇により勤務実績のない月が発生したため精算事務を行ったが、算出金額を誤っていたことから過払いとなっているものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="528 615 1249 877"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払額 (戻入すべき額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和2年4月から同年9月まで</td> <td>(注) 121,770円</td> <td>83,780円</td> <td>37,990円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 既支給額の内訳及び過払いの理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年4月支給額 90,410円</li> <li>○ 令和2年9月支給額 31,360円</li> <li>○ 本件、病気休暇の期間(R2.6.1~R2.6.30)である1か月分を戻入すべきところ金額の算出を誤り追給(31,360円)していたものである。</li> </ul>	職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額 (戻入すべき額)	A	令和2年4月から同年9月まで	(注) 121,770円	83,780円	37,990円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、その原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p><b>【職員の給与に関する条例】</b> (通勤手当)</p> <p>第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間(以下「支給対象期間」という。)につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則】</b> (支給対象期間)</p> <p>第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。</p> <p>(支給方法等)</p> <p>第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。(以下略)</p> <p>第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。(以下略)</p> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則の運用について(通知)】</b></p> <p>第4条関係 1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p> <p>第20条関係 1 支給対象期間に係る通勤手当を既に支給している場合において、この条に規定する事実が生じたときは、既に支給している通勤手当の額から次の各号に掲げる額を差し引いた額をもって当該支給対象期間に係る通勤手当の額とする。 (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円以下であった場合には、アからウの総額 ア 定期券により運賃等相当額を算出している場合には、当該月の前月の末日に運賃等相当額を算出する際に基準とした通用期間の定期券を解約して返戻される額及び通用期間が到来していない定期券の価額の総額</p>	<p>過払いとなっていた通勤手当については、判明後速やかに戻入手続を行い、当該職員からの納入を確認した。</p> <p>精算事務で算出金額を誤った原因は、担当者が本事例の場合の処理方法を熟知していなかったことにある。</p> <p>本件を踏まえ、精算事務の処理方法を再確認した。</p> <p>今後は、再発防止に向け、給与報告の入力後は、SSCで自動作成されるチェックリスト及び給与明細表を2人で確認するなど、正確な事務処理を行う。</p>
職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額 (戻入すべき額)									
A	令和2年4月から同年9月まで	(注) 121,770円	83,780円	37,990円									

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和3年11月1日から令和4年1月31日まで)